

八王子市告示第 69 号

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号）第 30 条第 1 項の規定により、令和 8 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

- 1 計画区域 市全域
- 2 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み（市区域内発生分）

区分	数量
ごみ	105,232 t
資源物	40,406 t
動物死体	2,279 体
し尿、浄化槽汚泥等	4,690 kl

- 4 ごみの減量・資源化のための方策及び一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 循環型都市八王子に向けた共創による取組の推進

- ア 地域での共創による取組
- イ 次世代へつなぐ環境のバトン
- ウ 行動変容を促す啓発

(2) 3R とサーキュラーエコノミーに向けた取組の推進

- ア 食品ロスの削減
- イ プラスチック資源循環の推進
- ウ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進
- エ 事業者に向けた取組の推進

(3) 持続可能なごみ処理体制の構築

- ア ゼロカーボンシティに向けた取組
- イ 社会情勢に応じた収集体制の構築
- ウ 新たな資源化に向けた処理体制の確保
- エ 本市に最適なおみ処理体制の構築
- オ 災害時のごみ処理体制の確立

- 5 一般廃棄物の分別及び処理方法に関する事項

別紙のとおり

問合せ先

(ごみ・資源物等に関する事)

環境部資源循環課

(し尿及び汚泥の収集、処理及び料金に関する事)

環境部下水道課

(1) 市が収集するもの

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭 廃棄物	可燃ごみ	74,691	戸別収集により委託業者が週2回収集する。ただし、集合住宅、地形的に戸別収集が困難な地域及び地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域（以下、「集合住宅等」という。）は、集積所収集により収集する。	市の指定収集袋に入れ、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 ※1回の収集につき、枝木は2束まで、葉及び草は透明又は半透明のポリ袋に入れて2袋まで出すことができる。 ※紙おむつは、おむつ専用袋に入れて出すことができる。
	不燃ごみ	3,190	戸別収集により委託業者が4週に1回収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	市の指定収集袋に入れ、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。
	有害ごみ	347	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
	資源物 容器包装プラスチック(*)	5,983	戸別収集により市が毎週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	プラスチック製容器包装が収集の対象。 プラスチックの汚れを落とすこと。 容器又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等	
家庭廃棄物	資源物	古紙 新聞	797	戸別収集により委託業者が4週に1回収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	ひもで縛り（シュレッダー紙は紙袋・封筒に入れる）、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。
		古紙 雑誌・雑紙・シュレッダー紙	6,505	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	
		古紙 ダンボール	4,653		
		古紙 紙パック	204	飲料用紙製容器を切り開き、洗浄し乾燥させること。ひもで縛り、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。	
		古布	2,417	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。	
		びん(*)	3,386	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	飲料用びん・飲料用缶等を洗浄後、容器に入れて備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
		缶 〔うち スチール 531 アルミ 742〕	1,273		
		ペットボトル	2,275	戸別収集により、委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。7月～9月は毎週収集する。	ペットボトルのキャップとラベルを取り外し、洗浄後、側面を軽く潰し、容器又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考エの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭 廃棄物	粗大ごみ (収集分)	2,721	占有者からの申し出により市又は委託業者が戸別収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集等により収集する。	粗大ごみは、市へ収集を依頼のうえ、定められた粗大ごみ処理券（電子情報処理組織による手数料納付又は手数料免除の場合は受付番号を記載した書面等）を貼付し、備考エの場所に、予約した収集日の朝8時30分までに出すこと。
	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (いずれも町会・自治会等の団体及び個人が道路、公園などの公共空間等を美化清掃して排出されるもの)	家庭廃棄物 に含まれる	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物と同じ。 または、団体等の申し出により市が収集する。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を品目ごとに区分し、ボランティア袋に入れ、備考エの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 団体が収集を依頼する場合は、透明又は半透明のポリ袋等かボランティア袋に入れ、所轄の清掃事業所へ連絡すること。
	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも不法投棄)	6	市が収集する。	公有地及び集積所において、管理者等から依頼があった場合に収集する。(ただし、集合住宅に設置されている集積所に投棄されたものは、原則として収集しない)
	可燃ごみ (側溝清掃ごみ)	77	市が清掃し、収集する。	

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
事業系 廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、 有害ごみ (いずれも少量排出登録 事業者から排出されるも の。有害ごみは、乾電池 及び蛍光管に限る。)	766	戸別収集により、可 燃ごみは週2回、不 燃ごみと有害ごみは 4週に1回で委託業 者が収集する。	可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみに区分 し、市の指定収集袋に入れ、登録番号 又は事業所名を記載のうえ、備考エの 場所に、それぞれの収集日の朝8時30 分までに出すこと。 排出限度(1回の収集につき、可燃ご みは60リットルまで、不燃ごみは20 リットルまで、有害ごみは蛍光管400 グラム及び乾電池1キログラムまで) を守ること。
	古紙 (新聞、雑誌・雑 紙、ダンボール、紙 パック [いずれも少 量排出登録事業者か ら排出されるも の])	760	戸別収集により雑 誌・雑紙、ダンボー ル、紙パックは隔週 で、新聞は4週に1 回、委託業者が収集 する。	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パ ックに分別し、ひもで縛り、事業所名 又は登録番号を明記して、備考エの場 所に、それぞれの収集日の朝8時30分 までに出すこと。排出限度(雑誌・雑 紙、ダンボール、紙パックは1回の収 集につきそれぞれ2束まで。新聞は1 回の収集につき4束まで)を守るこ と。

備考

- ア 分別区分中(*)のあるものが、容器包装リサイクル法に対応した分別収集品目
- イ 戸別収集及び集積所収集の収集日及び各分別区分の分別方法は、各戸に配布する「ごみ・資源物収集カレンダー&出し方」記載のとおりとする。
- ウ 集積所収集を行う地域等
 - (ア) 集合住宅(共同住宅、長屋、寄宿舍等2戸以上が集合する建築物〔市長が居住者等と協議のうえ、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。〕)
 - (イ) 地形的に戸別収集が困難な地域
 - (ウ) 地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域

エ 戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		道路（私道を含む。）に面した各戸又は各事業所の敷地内の境界付近
集積所収集	集合住宅	当該集合住宅の所有者又は管理者が市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所又は保管場所（原則として、道路〔私道を含む。〕に面した敷地内の境界付近に設ける。）
	地形的に戸別収集が困難な地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所
	地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所

オ 事業系廃棄物の分別区分中の「少量排出登録事業者」とは、廃棄物の品目と排出量を制限したうえで、排出した廃棄物を特例的に市が収集するよう、市に登録した事業者である。

カ 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）第33条第1項に規定する排出禁止物（市で収集及び処理をしない一般廃棄物）の例は、次のとおりとする。

区分	廃棄物の例
(1) 有害性の物	市で処理できない薬品
(2) 引火性のある物	ガソリン等の引火性の高いもの （灯油、オイル、塗料を除く）
(3) 著しく悪臭を発する物	汚物、汚泥
(4) 特別管理一般廃棄物に指定されている物	感染性廃棄物
(5) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物	ピアノ、自動車とバイクのタイヤ・ホイール・部品、オートバイ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、建設廃材 （市が確認したものを除く）

キ 条例第36条の2第1項に規定する所定の場所は、前記エの排出場所とする。

ク 条例第36条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から一般廃棄物の収集又は運搬を受託した者とする。

ケ 条例第51条第2項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物は、少量排出登録事業者が排出し、市が収集を行う産業廃棄物とする。

(2) 持込等

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ (臨時に排出される ごみ又は粗大ごみ)	1,336	一般家庭の日常生活か ら排出される廃棄物 で、排出者が自ら施設 に搬入する。	事前に市へ連絡のうえ、持ち込み日時を予 約し、排出者が自ら搬入すること。搬入に 際しては、可燃ごみ、不燃ごみに分別し、 住所等が確認できるものを提示すること。 なお、市の指定収集袋は使用しないこと。
	不燃ごみ (臨時に排出される ごみ又は粗大ごみ)	572		
	可燃ごみ、不燃ご み、粗大ごみ (いずれも一時的多 量に発生し、かつ緊 急に処理しなければ ならないごみで、市 では収集が困難なも の)	(162) (家庭廃 棄物〔持込 ごみ〕の内 数として)	市の家庭廃棄物収集運 搬業(臨時ごみ)の許 可を受けた者が収集す る。	排出者は、市へ連絡のうえ、許可業者に 収集運搬を依頼すること。
	地域リサイクル 活動 (資源集団回収〔古 紙、古布等〕)	5,025	団体が自ら又は団体の 依頼により八王子市地 域リサイクル活動(資 源集団回収)業者登録 実施要綱に規定する業 者が回収する。	市補助金対象は、八王子市地域リサイク ル活動(資源集団回収)補助金交付要綱 による。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t/年)	収集方法	占有者又は事業者の協力義務等
事業系 廃棄物	可燃ごみ	21,524	自ら施設に搬入するか、市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	排出事業者は、分別を徹底し、できる限り可燃ごみの減量化、資源化に努めること。 なお、自ら施設に搬入する際には、事前に登録すること。
	可燃ごみ (実験動物死体)	2		
	可燃ごみで再生可能なもの (厨芥、木くず、その他民間処理施設で資源化分)	6,645		
	資源物 古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パック [いずれも中小事業者から排出されるもの])	483	市が設置した古紙持ち込み場所に、中小事業者等から持ち込まれた少量の古紙を、無料で受け入れる。	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パックに分別し、ひもで縛り(シュレッダー紙は、紙袋・封筒に入れるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる)、古紙持ち込み場所に持ち込むこと。

備考

事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は、原則実施しない。

(3) 搬入（運搬）先

ア ごみ・資源物の搬入（運搬）先

区分	施設名	処理方法
可燃ごみ	戸吹清掃工場、館クリーンセンター、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合理約に定める処理区域に限る）	焼却後資源化
不燃ごみ	戸吹不燃物処理センター、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合理約に定める処理区域に限る）	手選別後、資源化又は焼却
有害ごみ		手選別後、委託処理 ただし、多摩清掃工場に搬入されたスプレー缶・カセットボンベ・ライターは、手選別後、資源化又は焼却
粗大ごみ	戸吹清掃工場、館クリーンセンター、戸吹不燃物処理センター、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合理約に定める処理区域に限る）	破碎又は手選別後、焼却又は資源化 ただし、一部再生利用による資源化
容器包装プラスチック	プラスチック資源化センター	資源化
ペットボトル		
古紙類	民間処理施設	
古布		
びん		
缶		

イ 事業系一般廃棄物で再生可能なもの（厨芥、木くず）、実験動物死体及び全量資源化が可能なものについて、市長が認めた場合は、一般廃棄物処分業許可を有する次の民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。

区分	施設名	所在地	処理方法
厨芥	株式会社イズミ環境 八王子バイオマス・エコセンター	八王子市	資源化
	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県寄居町	
	株式会社アルフォ 城南島飼料化センター	大田区	
	株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター	大田区	
	株式会社Jバイオフードリサイクル 横浜工場	神奈川県横浜市	
	太誠産業株式会社 愛川事業所（第1工場）	神奈川県愛川町	
	株式会社日本フードエコロジーセンター 本社工場	神奈川県相模原市	
	バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設	大田区	
	ニューエナジーふじみ野株式会社	埼玉県ふじみ野市	
	株式会社西東京リサイクルセンター 本社工場	羽村市	

区分	施設名	所在地	処理方法
木くず	株式会社エコネット	八王子市	資源化
	株式会社 SATO	八王子市	
	株式会社 EG 八王子	八王子市	
	株式会社タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市	
事業系一般廃棄物	オリックス資源循環株式会社 寄居工場	埼玉県寄居町	資源化
	比留間運送株式会社 伊奈平工場	武蔵村山市	
	株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター	神奈川県愛川町	
実験動物死体	エルエス工業株式会社 那須塩原工場	栃木県那須塩原市	火葬後埋立て

(4) ごみ最終処分

種類	区分	処分量 (t/年)	処分方法	処分先
中間処理後の 残渣	焼却残渣	8,053	資源化	東京たま広域資源循環組合
		2,050	資源化	民間処理施設
	不燃残渣	21	資源化	民間処理施設

備考

焼却残渣は災害時のリスク分散を考慮し、複数の搬出先を確保する。

(5) 動物死体の処理

種類	処理量 (体/年)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
動物死体	2,279	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、飼主等が自ら戸吹清掃工場または館クリーンセンターに搬入するか、申し出により市が行う。	占有者、管理者または飼主等が自らの責任で行うもののほかは、市の収集車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬	市に収集を依頼する場合は、所轄の清掃事業所へ連絡すること。

(6) し尿及び汚泥

区 分		処理量 (kl/年)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の 協力義務等		
し 尿	常設	一般 世帯	579	占有者又は管理者 の申し出により受 託業者が収集す る。	自動車による	下水直接投 入方式	市内において、くみ取 り便所が設けられて いる建築物を所有す る者は、その便所の水 洗化に努力すること。 便槽内に布切れ、その 他の異物を投入しな いこと。 くみ取り口等から雨 水等が流入しないよ うにすること。	
		事業所	159					
	仮設	339						
汚 泥	浄化 槽	単独	864					占有者又は管理者 が浄化槽等を清掃 する際に許可を受 けた者が収集す る。
		合併	2,576					
	その他	166						
	雑排水	7	設置者等の申し出 により受託業者が 収集する。					

備考

汚泥のその他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。